

## 調査・研究報告書の要約

16 駐 - 2

書名	ハンガリー・チェコ・ポーランド・スロバキアの製品規格の現状				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会				
発行年月日	2005年3月	頁数	44頁	判型	A4

[目次]

はじめに.....	1
1. CEマークの概要.....	2
(1) ニューアプローチ指令と必須要求事項.....	2
(2) CEマーク.....	5
(3) 各ニューアプローチ指令の概要.....	8
(4) 適合性審査のシステムと公認認証機関.....	13
(5) 公認認証機関.....	16
(6) CEマークの取得手順.....	18
(7) 市場監視のシステム.....	21
(8) ニューアプローチ指令改善のための見直し.....	24
2. 中欧4カ国のCEマークの整合状況と運用.....	28
(1) EU加盟と制度の統合.....	28
(2) ハンガリーの現況.....	31
(3) チェコの現況.....	34
(4) ポーランドの現況.....	37
(5) スロバキアの現況.....	40

[要約]

本報告書は、当会のブリュッセル調査員が調査、とりまとめたものであり、CEマークとその法的

背景などの概要および CE マーク取得の基本手順等の概観を行い、また、欧州委員会が明示している課題を取り上げ、さらにハンガリー、チェコ、ポーランド、スロバキアにおける CE マークに関する現状を加盟前の状況と比べている。

さて、ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロバキアを含む 10 カ国が 2004 年 5 月に EU に加盟した。これによりこれら新規加盟国は EU の一員、すなわち統合市場の一部として物の自由な移動が保証され、これを支える製品の安全・品質基準も原則的に EU に統一化された。すなわち EU 域内で統合されている安全基準や適合性審査の手続き、CE マークなどについても、旧 EU 15 カ国と何ら変わらない制度が確立されている。これにより CE マークの必要な製品分野・製品特性分野については、これらの国々の製品でも CE マークを付けることが義務付けられ、CE マークが付けられた製品ならば自由な流通・販売が認められている。また CE マークを義務付けられた製品分野では、これらの国々における国内規格のマークは姿を消した。

新規加盟国は加盟に至るまでに、EU の法制度に沿った国内規制や国内法の整備を進め、安全基準についても国内の規制や法制を EU 法に合わせて成立・改定する作業を行なった。この期間に、すでに EU の安全基準に合致した製品分野については EU と相互認証する制度が設けられた。この制度の枠組みで、EU 法制度への準拠が終わった分野から順次 EU の安全基準が導入され、CE マークへの転換が行なわれた。

こうした移行期間の作業の進捗状況には各国で開きがあったため、EU 加盟を 1 年前に控えた時点でも、CE マークでかなりの製品が流通できる国と CE マークだけでは認められない国があるなど複雑な点が多かった。今回の調査対象とした 4 カ国では、EU 加盟 1 年前の調査（2 年前の調査）時点で、チェコが最も進んでいた一方、ポーランドが大きく遅れをとっていたが、最終的には 4 カ国とも加盟時点でほぼ EU の安全基準への整合性を達成した。ただ、旧 EU 15 カ国の間でも各国間で格差が大きく課題となっている監視体制などについては、新規加盟国でも依然として運用上の問題として挙げられている。